

定 款

一般社団法人びわこウェルビーイングコミュニティ

令和6年 5月 16日 改 訂

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人びわこウェルビーイングコミュニティと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、ダイビング（飛込競技）クラブの各種事業の運営、アスリート及び学生アスリートの育成並びにその指導者の技術の向上を図ることにより、各種スポーツ競技の健全な普及・発展を促進し、もって社会体育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ダイビングクラブの経営及び運営
- (2) ダイビング選手の育成及び競技力向上のための選手強化事業
- (3) ダイビング競技に関する指導者及びマネジメントに携わる者の養成
- (4) ダイビング競技及び大学スポーツの普及並びに振興に関する事業
- (5) ダイビング競技及び大学スポーツを通じた、地域及び国際的な貢献と交流に係る事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第7条 当法人には次の会員をおく。

- (1) 特別法人正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人
 - (2) 法人正会員 当法人の目的に賛同して入会した(1)以外の法人
 - (3) 特別個人正会員 当法人の設立に際して社員となった個人
 - (4) 法人賛助会員 当法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人
 - (5) 個人賛助会員 当法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人
- 2 前項の(1)、(2)及び(3)の会員(以下「正会員」という。)をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第8条 当法人の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認をうけるものとする。

2 当法人の法人賛助会員及び個人賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

(経費の負担)

第9条 第6条1項(1)(2)(4)(5)の会員は、社員総会において別に定めるところにより、会費1口以上を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員を除く総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招 集）

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会日より1週間前までに全正会員に対して書面若しくは電磁的方法で招集通知を発するものとする。ただし、書面投票または電子投票を認める場合は2週間前までに発するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、社員総会は、正会員全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 4 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議 長）

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

（議決権）

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決 議）

第20条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長、出席理事のうち1名及び出席監事のうち1名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役 員

（役員の設定）

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (3) 監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期終了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期終了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、定例理事会として事業年度毎に4箇月を超える間隔で年2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が会長に代わる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理

事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解 散)

第43条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所

設立時社員 伊坂 忠夫

住 所

設立時社員 上田 憲嗣

(設立時の役員)

第46条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 伊坂 忠夫

設立時理事 上田 憲嗣

(設立時の代表理事)

第47条 当法人の設立時会長は、次のとおりとする。

設立時会長 伊坂 忠夫

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。